

長野県林業労働力確保支援センター 高性能林業機械貸借契約約款

(高性能林業機械貸借契約書)

貸付人長野県林業労働財団理事長 堀田正樹（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは高性能林業機械の貸借について次のとおり契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に、長野県林業労働力確保支援センター機械施設貸付規程並びにこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借受する物件（以下「貸付物件」という。）は、次のとおりとする。

名 称	管理番号	型 式	数 量
			1 台

(使用目的)

第3条 乙は借受け物件を素材生産の用に供するものとする。

(契約期間)

第4条 契約期間は 箇月間とする。

(使用料)

第5条 使用料は月額 円とする。

(使用料納入期限及び方法)

第6条 使用料は甲が指定する期日までに、甲が指定する方法で納入しなければならない。

(遅延賠償金)

第7条 乙は前条に定める納付期日までに使用料を納入しないときは、その納付期日の翌日から納付の日までの期間に応じ、その未納額に年 8.25%の率を乗じて得た遅延賠償金を併せて納付しなければならない。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は貸付物件の全部又は一部について第三者に貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は貸付物件を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。ただし、事前に甲の承認を得たときはこの限りではない。

(原形変更の禁止)

第10条 乙は貸付物件の原形を変形してはならない。

(管理義務)

第11条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

- 2 乙は物件の使用により第三者に損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。
- 3 貸付物件に対し保存、修繕、その他の行為をするために支出する経費は乙の負担とする。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りではないとするが、修理又は部品の交換の経費の1割を超えない範囲で負担を求めるものとする。
- 4 乙が第1項の注意を怠って物件を滅失し、または損傷したときは、甲は乙に対してその現状の回復または損害の賠償を請求することができる。

(契約不履行の場合の処置)

- 第12条 乙が第6条から第10条までに定める義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲は期限を定めてこの履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲は前項の規程により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

(期間満了後の処置)

第13条 乙は貸付期間を満了したとき、又は前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を自己の負担で甲に引き渡すものとする。

(協議)

第14条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について協議のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

甲 長野市岡田町30-16
財団法人 長野県林業労働財団
理事長 堀田正樹

乙